

ダム水路主任技術者制度における規制見直しに関する
「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正について

平成26年9月
電力安全課

1. 現行制度の概要・経緯

- 事業用電気工作物に該当する水力発電設備を設置する者は、電気事業法第43条第1項に基づき、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、ダム水路主任技術者を選任しなければならない。しかし、設置する発電設備が自家用電気工作物（一般用電気工作物及び電気事業の用に供する電気工作物以外の事業用電気工作物）であって同条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けた場合は、ダム水路主任技術者の免状を有しない者を選任（以下「許可選任」という。）することができる。
- 許可選任の要件として、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」において、水力発電設備の出力が500kW未満であること、ダム水路主任技術者として選任しようとする者に対する一定の学歴等を定めている。
- 今般、産業構造審議会保安分科会第6回電力安全小委員会（平成26年7月17日）において、安全が確保されることを前提に、自家用電気工作物である水力発電設備の一部について、許可選任の要件である「出力500kW未満」を見直せるか否かを検討した。今般の検討に当たっては、検討の対象を、導水路に圧力がかからない水路式の水力発電所に限定し、また、取水ダムの基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上となった場合は河川法第50条の規定に基づきダム管理主任技術者を置かなければならないことから、同等の安全性を確保する観点から、当該水路式水力発電所の取水ダムの基礎地盤から堤頂までの高さを15m未満に限定して検討を行った。
- 検討の結果、以下の理由から、自家用電気工作物であってダムの基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満である水路式水力発電所であれば、一定の学歴等を有し、事前に所定の講習を修了した者について、許可選任の上限を500kW未満から2,000kW以下へ拡大しても保安上差し支えないものと考えられるとの結論を得た。
 - ・コンクリート強度の上昇等設備面の安全性の向上、監視カメラの普及等保安管理の強化
 - ・水力発電所に係る事故率の減少
 - ・許可選任のダム水路主任技術者が取り扱った最大の使用水量は $2\text{ m}^3/\text{s}$ 、最大の有効落差は200mの実績があり、当該水量と落差を発電出力に換算すると2,700kWとなること

2. 改正の内容

- 電力安全小委員会にて得た結論を「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」へ反映するため、事前に所定の講習を修了した者について、許可選任の上限を500kW未満から2,000kW以下へ拡大する改正を行う。

3. スケジュール

- 平成26年8月26日～9月24日 パブリックコメント実施
- 平成26年9月30日 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の改正
- 平成26年12月 第1回講習実施（予定）

参照条文：電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

（主任技術者）

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3～5 （略）